

03 食品健康影響評価の指針等について

食品健康影響評価指針は、食品健康影響評価の円滑な実施を図るために食品安全委員会が策定する評価のガイドラインです。食品安全委員会は、ハザード(危害要因)等に応じたガイドラインなどを作成し、必要に応じて見直しに努めています。

「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」を策定しました。

■残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/index.data/nouyaku_yuugaieikyou.pdf

はじめに

農薬は、農作物の病害虫、雑草の防除等のために、定められた方法で使用されていますが、農作物等に使用した結果、食品に微量に残留した農薬(残留農薬)を人が摂取する可能性があります。また、生物へ作用し効果を現す農薬は、人にも作用する可能性があります。食品安全委員会は、このような観点から、人の健康に対する残留農薬の食品健康影響評価を行っています。

食品安全委員会は残留農薬のリスクを評価する上で基本となる考えを「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」として策定しました(2019年10月)。また指針を補足するため、より具体的な内容を定めた資料の整備も行ってきました。

残留農薬の人への毒性評価では、数多くの毒性試験結果を評価します。今回、これらの結果を一貫性をもって判断するための考え方を「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」としてまとめました。この考え方では、これまでの評価で得た知見だけでなく、国際的な評価の考え方や毒性学の進展も組み込み、毒性を判断する際の考え方をより具体的に示しています。このような考え方を公表することは、評価の一貫性だけでなく、評価の透明性のためにも大切なことであると考えます。なお、今回の考え方の対象には遺伝毒性は含まれていません。

有害影響の判断の基本的な考え方

毒性試験では、人が通常の食事から摂取する量を上回る大量の農薬を、動物に影響がみられる量まで投与します。また毒性試験の目的によって試験方法も様々です。投与期間も動物にとって一生涯に近い期間試験するものも

あり、そのような長期試験では農薬を投与しない対照群であっても多くの動物に腫瘍が発生する等、加齢の影響も含め様々な影響がみられます。そのため、動物にみられた影響が農薬の投与による有害影響であるか否かの判断を行うことは容易ではありません。

「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」では、動物における有害影響の判断を行う判断要素を示して基本的な考え方をまとめています。

- (I)投与群で得られたデータを対照群データと比較して差があるか?
- (II)対照群との差が投与に関連する影響か?
- (III)投与に関連する影響が有害影響か?

さらに、毒性試験では、様々な検査(血液学的検査等)や体重等についての観察が行われます。検査項目によってどの程度の影響を有害影響と判断するかが異なるため、各検査項目の解釈に関しても、考え方を整理しています。

試験結果によっては、複数の検査項目を総合して、専門性に基づいた総合的な判断(エキスパートジャッジ)により有害影響の判断を行う必要がある場合もあります。

今後の取組

今後、食品安全委員会で評価する農薬については、この考え方に基づいて評価を進めていきます。2021年度から農薬取締法に基づく再評価が始まります。農薬取締法に基づく再評価を契機として要請された農薬についても、今回整備した考え方を含めた国際的な評価基準の動向等を勘案して、最新の水準の科学的知見に基づき評価を実施します。